

(仮称) 西能登ウィンドファーム環境影響評価方法書に係る環境保全上の意見

(仮称) 西能登ウィンドファーム計画は、本市門前町から志賀町富来にかけて、1基当たり3,200kWから3,400kWの風力発電機を最大で30基設置するものである。風力などの再生可能エネルギーについては、石炭・石油などの限りある天然資源に頼らないものであり、地球温暖化防止対策の観点からも導入が促進されるべきものであるが、本計画の対象事業実施区域が3,240haと広大であること、風力発電機の最大高が136.5mと既存の施設と比較しても更に大型であること、この風力発電機の設置位置は変更となる可能性があることなどに加え、一部の地域からは本市や本市議会に対し、こうした計画の大規模性やその計画位置について、周辺環境に与える影響を懸念する趣旨の陳情書等の提出がなされており、本市議会において同様の趣旨から慎重な対応を求めるとの決議がなされていることなどを踏まえ、当該環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に対し、以下のとおり意見を申し述べる。

## 1 総括的事項

- (1) 対象事業実施区域として本市門前町から志賀町富来を設定しているが、本市を含む能登地域は、その土地の環境を生かした伝統的な農業・農法や生物多様性が守られた土地利用、農村文化や農業景観などが一体となって維持保全が図られてきたことにより、自然と調和した農林水産業と人の営みが育んだ「能登の里山里海」として世界農業遺産に認定されている。このような地域特性を十分に踏まえ、観光を含む地域資源の保全に最大限配慮した事業計画とすること。
- (2) 対象事業実施区域が広範囲であり、事業を実施するにあたっては、地権者のみならず周辺地域の住民等の理解が必要不可欠であるが、事業者の住民等に対する分かりやすい説明や丁寧な対応が欠落しているのではないかと懸念される。環境影響評価法の一連の手続きにおける地元説明会や図書の縦覧については、地域の環境をよく知る住民を含む広く一般の意見を聴取し、適切に事業計画に反映させるためのものであり、法の趣旨を十分に理解し、高度な表現により説明せざるを得ないものについては、補足説明の追加や概略図を用いるなど、住民側の立場に立って、より分かりやすいものとするよう努めること。また、住民に対する説明会については、法に基づくもののみならず、状況の変化等に応じて隨時実施し、理解醸成と意見聴取に努め、事業計画に適切に反映すること。
- (3) 対象事業実施区域内において風力発電機の設置位置が変更となる可能性があるとのことであるが、その際ににおける各環境要素のそれぞれの調査地点について、専門家の助言を得るなどして適切に選定し、その検討過程を具体的に示すこと。
- (4) 事後調査について実施計画等を具体的に示すとともに、長期にわたる施設の維持管理方法や耐用年数経過後の対応についても具体的に示すこと。

## 2 個別的事項

### (1) 景観

ア 風力発電機の設置位置によっては、「能登の里山里海」の景観にそぐわないのではないかと懸念されることから、フォトモンタージュについては、色調、明度、解像度や大きさに留意して近景、中景、遠景を作成し、住民等から意見を引き出しやすくするよう視覚的にわかりやすい情報の提供を積極的に行うとともに、意見の聴取に努め、事業計画に適切に反映すること。

イ 配慮書段階における石川県知事意見において、景観に関し、「配慮すべき地域が複数存在することから、関係市町と協議し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること」と述べられており、これにより自ずと景観調査地点についても協議により選定されるべきものであるが、本市の景観担当部局とは協議を行っておらず、事業者自らの判断において選定したことである。こうした進め方については、環境影響評価法の手続きを軽んじるものであり、ひいては住民の不安にもつながるため、今後このようなことが一切ないよう、提出された意見に対しては真摯に対応し、景観調査地点のみならず、その他の環境要素についても必要に応じ十分な協議を行い、事業計画に適切に反映すること。

ウ 対象事業実施区域に近接する門前町大生地内のまんだら村は、「鳥のさえずりに目覚め、木のざわめきを聴きながら物思いにふける。そして夕日を眺め潮の音をBGMに食談を楽しむ。そんな理想の空間がここにある。かつて密教の修行の空間であり、その後曹洞禪の栄えた能登半島門前町の高台に、これから時代をいかに生きるかを考える人々の生活空間として、まんだら村を創りたいと考えている。」との趣旨（以下「まんだら村趣旨」という。）に賛同した方々が自然との共生を求め移住をされた地区であり、また、門前町黒島町は、かつての北前船の栄華を感じられる場所として、文化庁の重要伝統的建造物群保存地区に選定をされた地区である。これらの地区については、自然景観や伝統的景観への影響を回避すべきであり、対象事業実施区域に直接これらの地区を含んでいないとは言え、近接していることから、景観に与える影響は大きいものと推定される。したがって、これらの地区及び周辺部（風車No.1～No.3付近）については、対象事業実施区域から除くべきであり、事業計画の見直しの検討に真摯に取り組むこと。

### (2) 騒音・超低周波音

ア 対象事業実施区域周辺には、住宅が多数存在し、また、学校や福祉施設等の特に配慮が必要な施設が複数存在しており、風力発電施設の稼働に伴って発生する騒音による環境への影響が懸念される。対象事業実施区域の設定にあたっては、専門家から助言を得るなどして環境への影響の程度について適切な方法により調査予測し、環境への影響を回避又は十分に低減ができない場合は、対象事業実施区域の見直しや絞り込

みを行い、可能な限り風力発電施設と住宅等との離隔を確保した事業計画とすること。  
また、環境への影響を回避又は十分に低減できるとして対象事業実施区域を設定する場合は、その設定根拠について具体的に示すこと。

イ 騒音・超低周波音については、最新の指針に基づき評価を実施することであるが、風力発電施設から発生する騒音に関する指針においては、「騒音については聞こえ方に個人差があり、また、地域によって風力発電施設の立地環境や生活様式、住居環境等が異なることから、指針値を超えない場合であっても、可能な限り風車騒音の影響を小さくするなど、地域の音環境の保全に配慮することが望ましい」としており、単に指針値にとらわれることなく、こうした点やまんだら村趣旨等を十分に踏まえ、事業計画に適切に反映すること。

### (3) 水環境

事業実施に伴う土地の改変等により、地下水や湧水の水涸れ、濁りが発生することがないよう、また、河川に濁水が流入するがないよう環境保全策を検討し、その結果を具体的に示すとともに、事業計画に適切に反映すること。

### (4) 地形地質

ア 対象事業実施区域周辺には、多くの土砂災害危険箇所が存在しており、事業実施に伴う土地の改変により、土砂災害を誘発するがないよう適切な方法により調査予測し、その結果を具体的に示すとともに、事業計画に適切に反映すること。

イ 事業実施に伴う森林の伐採や土地の改変により、周辺の河川や溪流等へ土砂が流出しないよう環境保全策を検討し、その結果を具体的に示すとともに、事業計画に適切に反映すること。また、海の直接改変はないとして、海域に生息する動物については、環境影響評価の項目に選定をしていないが、海の栄養源と森林とは密接な関係があると言われており、森林の伐採による海への影響について調査予測し、その結果を具体的に示すとともに、事業計画に適切に反映すること。

### (5) 動植物・生態系

対象事業実施区域が、南北約 20km に渡るものであり、野鳥やコウモリを含めた動植物への影響が懸念されるため、専門家から助言を得るなどして、十分な範囲、期間において調査し、その結果を具体的に示すとともに、事業計画に適切に反映すること。

### (6) 大気質

工事及び工事関係車両の走行等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等による影響が懸念されるため、適切な方法により調査予測し、住民等の生活環境への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すこと。

(7) 風力発電機の影

対象事業実施区域周辺には、複数の集落があり、風力発電機の影による影響が懸念されるため、適切な方法により調査予測し、住宅や農用地等への影響を回避又は十分に低減できることを具体的に示すこと。

(8) 文化財

対象事業実施区域内において、工事関係車両等の走行や土地の改変を行う可能性のある箇所については、事前に本市教育委員会と協議を行うこととし、埋蔵文化財包蔵地及びその可能性がある地点においては、埋蔵文化財への影響の有無について慎重な調査を実施すること。また、調査により埋蔵文化財に影響があると確認された地点については、本市教育委員会と協議しながら、必要に応じて記録を保存するための詳細な発掘調査を行うなどの適切な措置を講じること。

(9) その他

事業実施にあたっては、資機材の運搬等に能登外浦広域農道を利用することとしているが、農業及び林業従事者や一般利用者の安全な通行や路面の損耗に十分に配慮した事業計画とすること。また、対象事業実施区域及びその周辺に存在する農用地及び山林について、その生産活動への影響を回避又は十分に低減できるような事業計画とすること。特に一部区域については、営農活動をより促進するため、農業環境を保全すべきとして定めている農用地区域が含まれており、営農条件が悪化しないよう十分に配慮した事業計画とすること。

以上